

山口市上下水道事業建設コンサルタント業務等積算内訳書事後公表要綱

山口市上下水道事業管理者が発注する地質調査業務、測量業務（地籍調査を除く。）、土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務の積算内訳書の事後公表については、山口市建設コンサルタント業務等積算内訳書事後公表要綱の例による。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、同日以後に入札公告又は入札通知を行う建設コンサルタント業務等について適用する。